

UBC情報

発行： 2024年8月1日

No. 290

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

8月14日(水)～18日(日)は夏季休暇とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

トピックス

法人版事業承継税制の特例措置の期限等

今年度税制改正により法人版事業承継税制の特例措置を適用するために必要となる「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月まで延長となりました。

◆計画の提出は8年3月、適用は9年12月まで

法人版事業承継税制は、後継者が非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、一般措置（適用期限なし）と特例措置（令和9年12月まで）があります。

特例措置は一般措置を拡充した制度（全株式を対象に贈与税・相続税ともに100%納税猶予など）ですが、適用には承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を令和8年3月までに都道府県知事に提出し確認を受ける必要があります。

なお、中小企業庁によると令和5年度における特例承継計画の申請件数は5357件となり、令和4年度（2691件）から倍増しました。

◆贈与時の役員就任要件の見直しを検討

特例措置は事業承継を集中的に進めるための制度であり、適用期限（令和9年12月まで）は延長しない方針のため、令和8年3月までに特例承継計画を提出した上で、令和9年12月までの贈与・相続等により非上場株式等を取得することが必要となります。

また、株式等を贈与する場合は、後継者に役員就任要件（贈与日まで3年間継続して役員であること）があるため、本年12月までに役員に就任している必要があります。ただし、今月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024」において、この役員就任要件の見直しを検討することが盛り込まれました。

令和5年分の確定申告状況（所得税・消費税）

国税庁は令和5年分の確定申告状況を公表しました。個人事業者の消費税の申告はインボイス制度の導入により申告件数が大幅に増加しています。

◆所得税の確定申告状況

◎所得税の申告状況……所得税の確定申告書を提出したのは2324万3千人となり、そのうち申告納税額があった方は668万7千人、還付申告を行った方は1350万7千人でした。

◎e-Taxの利用状況……e-Taxで申告した方（税理士による代理送信等を含む）は1604万6千人で、そのうち納税者の自宅からe-Taxで申告した方は690万5千人（うち316万2千人がスマホ申告）となっています。

◎各種控除の適用状況……医療費控除は785万1千人が適用し、そのうちセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は4万9千人でした。また、寄附金控除は547万2千人、災害などで損害を受けた場合の雑損控除は1万6千人が適用しています。

◆個人事業者の消費税の申告状況

◎個人事業者の消費税の申告状況……申告件数は前年から91万7千件増加し、197万2千件（前年比+86.9%）となりました。また、申告納税額は6850億円（同+9.1%）で1件あたり36万円です。

◎インボイス発行事業者の申告状況……令和5年中にインボイス発行事業者になった197万6千人のうち、期限内に申告した方は174万4千人でした。また、申告した方のうち免税事業者からインボイス発行事業者になったのは87万5千人であり、納付税額の2割特例（売上に係る消費税額の2割とする特例）を73万4千人が適用しています。

定額減税しきれない場合の調整給付Q&A

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税に対して定額減税が実施されていますが、減税しきれないと見込まれる方には調整給付が支給されません。

◆Q&A

Q. 調整給付とは？

A. 定額減税額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額を基に算定）又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方を対象に、定額減税で引ききれないと見込まれる額を支給します（当初給付）。また、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、当初給付に不足額が生じた場合は令和7年以降に追加支給されます。

Q. 調整給付はいつ、どこから支給される？

A. **個人住民税を課税している自治体が給付額を算定の上、基本的に本年夏以降、支給が実施されます。**対象者には自治体から調整給付に関する案内が届きますので、申請の手続きを行います（自治体によって案内の送付時期や手続きが異なります）。**なお、調整給付に関して企業が行う手続きはありません。**

Q. 調整給付額（当初給付）はいくらになる？

A. 給付額は、所得税の控除不足額と個人住民税の控除不足額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げた額となります。例えば、控除不足額が1万円超2万円以下の場合、給付額は2万円です。

Q. 扶養親族の数に変更があった場合は？

A. 令和6年中に扶養親族が増えたことで調整給付額に不足がある場合は、令和7年以降に不足額が支給されます。なお、令和6年度分個人住民税に係る扶養親族の判定時期は令和5年末の現況によるため、個人住民税の定額減税額に変動はありません。

ふるさと納税に係るルールの見直し

総務省は、自治体がふるさと納税の対象として指定を受けるための基準の見直しを行い、令和7年10月から「寄附者にポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止」としました（クレジット会社等から通常の商取引に係る決済に伴い付与されるポイント等は該当しません）。

また、本年10月からは、*民間事業者等（ポータルサイト等）が行う返礼品等を強調した宣伝広告の禁止、*食品返礼品の産地名を偽る事案が複数発生したことを踏まえ、産地名の適正な表示のために必要な措置を講じる、*宿泊は同一県内展開の宿泊施設に限る（1人1泊5万円以下の宿泊や被災地の宿泊は対象外）などが適用されます。

イベント入場券に係る税務上の取扱い

来年4月に大阪・関西万博が開催される予定です。

◆大阪・関西万博の入場チケットの取扱い

現在、大阪・関西万博の入場チケットが販売されていますが、企業がチケットを購入した場合は、原則として次のように取扱われます。

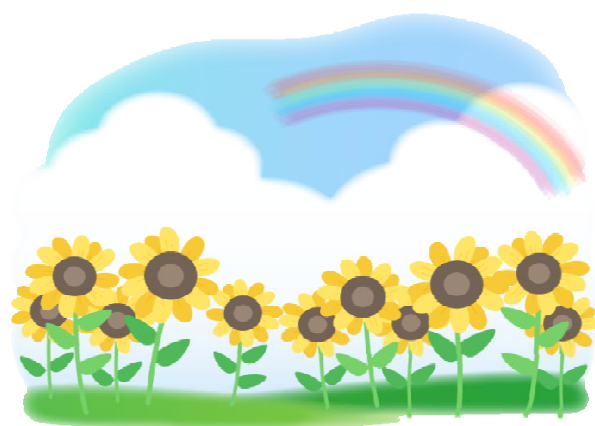
①法人が販売促進等の目的で当該チケットのみを取引先等に交付する場合、当該入場チケットの購入費用は交際費等に該当せず、販売促進費等として損金算入できます。

②企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合、当該入場チケットの購入費用及び見学のために通常要する交通費、宿泊費等は、福利厚生費に該当し、損金算入できます。

◆チケットを割引購入した場合の仕入税額控除

企業が福利厚生としてイベントのチケット（物品切手等）を購入した場合、そのチケットに係る課税仕入れは購入時ではなく、従業員等がイベントを観覧（引換給付）した時に課税仕入れを計上し、仕入税額控除の適用を受けることになります。その際、仕入控除税額は実際に支払ったチケットの購入金額にかかわらず、受領したインボイスに記載された金額を基礎として算出します。

例えば、チケットを割引価格で購入した場合、インボイスに記載された金額により仕入控除税額を算出し、購入金額との差額を雑収入等（消費税課税対象外の売上）として計上しますが、購入金額により仕入控除税額を算出する方法も認められます。また、割増価格にて購入した場合には、インボイスに記載された金額を上限として仕入控除税額を算出することとなります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL : 0836-33-6717 FAX : 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 290

発行：2024年
8月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

貸借対照表各論 ～固定負債～

◆固定負債とは

前回に引き続き負債についての解説です。今回は固定負債です。負債項目のうち、流動負債に区分されなかったものが固定負債に区分されます。以下、固定負債のうち社会福祉法人の特徴的な取扱いを中心に解説します。

◆借入金

設備資金借入金とは、施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいいます。長期運営資金借入金とは、経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいいます。

社会福祉法人会計基準では、借入先（外部者か役員等か内部取引か）・借入目的（運営資金か設備資金か）・返済期限（貸借対照表日の翌日から起算して1年以内か否か）に応じて使用する勘定科目が異なります。

借入先	借入目的	返済期限	勘定科目
外部者 (金融機関 等)	運営資金 (連携推 進業務含 む)	貸借対照表日の翌日から起算して1年以内	1年以内返済予定長期運営資金借入金（流動） 1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金（流動）
		貸借対照表日の翌日から起算して1年超	長期運営資金借入金（固定） 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金（固定）
	設備資金 (連携推 進業務含 む)	貸借対照表日の翌日から起算して1年以内	1年以内返済予定設備資金借入金（流動） 1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金（流動）
		貸借対照表日の翌日から起算して1年超	設備資金借入金（固定） 社会福祉連携推進業務設備資金借入金（固定）
役員等	—	貸借対照表日の翌日から起算して1年以内	1年以内返済予定役員等長期借入金（流動）
		貸借対照表日の翌日から起算して1年超	役員等長期借入金（固定）
内部取引	—	貸借対照表日の翌日から起算して1年以内	1年以内返済予定事業区分間長期借入金（流動） 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金（流動）
		貸借対照表日の翌日から起算して1年超	事業区分間長期借入金（固定） 拠点区分間長期借入金（固定）

◆退職給付会計

① 法人独自の退職給付制度

企業会計と同様、退職給付債務から年金資産を控除して退職給付引当金が算定されます。退職給付債務の算定方法には原則法と簡便法の2通りの方法がある点も企業会計と同様です。但し、原則法を採用する必要がある社会福祉法人は相対的に少数と考えられ、多くの法人が簡便法を採用することが想定されています。

② 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度等

拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度となり、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理します。すなわち、この場合には退職給付引当金は計上されません。

③ 都道府県等が実施する退職共済制度

都道府県等が実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上します。但し被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上します。また、法人が拠出した掛金累計額は退職給付引当資産に計上します。なお、制度の多様性を考慮し、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法も認められています。

介護

1-5月の介護事業の倒産、72件に急増 上半期の倒産件数は、過去最高を上回りました

民間の信用調査会社である東京商工リサーチが6月7日に『2024年1-5月「老人福祉・介護事業」の倒産調査』を公表、5月末までの介護事業者等の倒産が72件に達したと明らかにしました。この調査に言う「老人福祉・介護事業」には、有料老人ホーム、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業などが含まれます。

同社では介護保険法が施行された2000年以降、本調査を実施していますが、5月末時点の72件という倒産件数は、これまでの各年上半期(6月末)で最多だった令和2(2020)年の58件を既に上回っています。

72件を事業別に見ると、訪問介護が34件、通所・短期入所が22件、有料老人ホームが9件、その他が7件でした。原因としては売上不振(収益の低下)が57件と約8割を占めています。また従業員10人未満が55件、破産など消滅型が69件と、事業継続を断念する小規模事業者が多いことが分かりました。

同社では、倒産急増の要因として、介護業界はもともとヘルパーなど介護職員の高齢化が進んで慢性的な人手不足に陥っていたことに加え、大手事業者との競合や他業種からの参入も市場競争の激化を促していたことを挙げています。さらにコロナ禍で経営悪化が進んで2020年の倒産増加に至り、その後の支援策で持ちこたえたものの支援の終了や人件費の高騰、加えて光熱費や燃料、介護用品などの物価高による運営コスト増などで再び増加したと分析しています。さらには本年4月の介護報酬改定でマイナス改定だった訪問介護を中心に事業継続を諦めた倒産の可能性も指摘、人手不足や物価高などは単独では解決できないためしばらくは倒産の増勢が続くと見えています。(総合福祉研究会)



人口動向

死亡数は戦後最多の157万5,936人 2年連続で150万人超えとなりました

「人口動態統計月報年計(概数)」では、2023年の日本人の死亡数は前年よりも6,886人増加して157万5,936人となりました。

死亡数の年次推移をみると、昭和50年代後半(1980年以降)から増加傾向となり、平成15(2003)年に100万人を超え、増加傾向が続きました。令和2(2020)年は11年ぶりに減少しましたが、再び増加に転じて2022年には150万人を超え、2023年もさらに増加しました。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年発表した「日本の将来推計人口(令和5年推計)」では、2022年に150万人を突破するものの2023年と2024年は140万人台に戻り、2025年から再び150万人台、令和14(2032)年から令和28(2046)年までの15年間は160万人台で推移するとし、多死社会が継続すると推計しています。

2023年の死因のトップは悪性新生物(腫瘍)で死亡数は38万2,492人、死亡率(人口10万人対死亡数。以下同じ。)は315.6。2位は心疾患(高血圧を除く)の23万1,056人で死亡率は190.7。そして3位が老衰の18万9,912人で死亡率が156.7となっています。ちなみに平成12(2000)年の老衰による死亡数は2万1,213人、死亡率は16.9でしたが、平成30(2018)年に死亡数10万9,605人、死亡率88.2で死因の第3位となりました。今世紀に入ってから老衰の急増ぶりが目立ちます。

医療の進化により90歳を超える寿命が得られるようになったことで、今後も老衰による死亡が増えることでしょう。どこでどのような老後を過ごし、どのような最期を迎えたいかは人それぞれです。利用者の希望をよく把握して、その選択肢に応えることも、介護・高齢者福祉等に携わる者の使命であると考えます。(総合福祉研究会)

